

予算特別委員会会議録

令和4年2月14日

宮古市議会

令和4年2月宮古市議会 予算特別委員会会議録目次

(2月14日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
閉 会	11

宮古市議会予算特別委員会会議録

日 時 令和4年2月14日（月曜日） 午後3時35分
場 所 議事堂 議場

○

事 件

[付託事件審査]

(1) 議案第46号 令和3年度宮古市一般会計補正予算（第16号）

出席委員（19名）

工藤小百合	委員長	竹花邦彦	副委員長
白石雅一	委員	西村昭二	委員
畠山茂	委員	小島直也	委員
鳥居晋	委員	佐々木清明	委員
橋本久夫	委員	伊藤清	委員
佐々木重勝	委員	高橋秀正	委員
坂本悦夫	委員	長門孝則	委員
落合久三	委員	松本尚美	委員
加藤俊郎	委員	藤原光昭	委員
田中尚	委員		

欠席委員（1名）

木村誠 委員

説明のための出席者

付託事件審査（1）

総務部長 若江清隆 君	企画部長 菊池廣 君
保健福祉部長 伊藤貢 君	産業振興部長 伊藤重行 君
財政課長 箱石剛 君	企画課長 多田康 君
こども課長 岡崎薫 君	産業支援センター長 岩間健 君
財政係長 山本恭彦 君	地域創生交流推進室長 中居裕美 君
保育係長 鳥居裕司 君	商業労政係長 野頭正樹 君

議会事務局出席者

事務局長 下島野 悟	次 長 前川 克寿
主 任 佐々木 健太	

開 会

午後3時35分 開会

○委員長（工藤小百合君） ただいままでの出席は19名であります。定足数に達しておりますので、これから予算特別委員会を開会します。審査に入る前に申し上げます。本日の案件は付託事件審査1件となります。審査はお配りしております審査日程のとおり、議案第46号 令和3年度宮古市一般会計補正予算第16号の審査となりますのでよろしくお願いいたします。発言及び答弁は一問一答方式でお願いします。発言の時間につきましては、質疑、答弁を含め1人20分以内としますので、質疑答弁とも簡潔明瞭にお願いします。なお必要がある場合には2巡目まで行います。当局においては場合によっては反問権も認めますので、よろしくお願いいたします。

○

付託事件審査（1）議案第46号 令和3年度宮古市一般会計補正予算（第16号）

○委員長（工藤小百合君） それでは審査を行います。審査は歳入歳出一括で行います。発言される方は議案書のページ款、項、目等を特定して発言してください。それでは、発言される方は挙手願います。

○議会事務局次長（前川克寿君） 挙手の確認をいたします。前列、畠山委員です。後列、竹花委員、落合委員、松本委員です。漏れはございませんでしょうか。では確認を終了いたします。

○委員長（工藤小百合君） では畠山委員その次は竹花委員です。畠山委員。

○委員（畠山茂君） はい。よろしくお願いいたします。私からは、令和3年度一般会計補正予算の第16号主要事業一覧表でお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費の保育士等処遇改善臨時特例事業について、新規ということでお聞きしたいと思います。説明では、国の方針で、今回こういった処遇改善が図られたということで、今までも議会の中でも、待機児童解消等も含めて、この保育士の処遇改善というのは何度か議論になっていたかと思います。今回、国の方針で保育士とか介護士等の処遇改善というのは新聞等でも報道になって、今回は保育士の処遇改善ということが提案されているんですが、そこでお聞きしたいのは、今年度このような形で2月3月の賃金改善分ということで補正予算措置になっておりますけれども、これは国のほうの通知ですと、来年度も恒久的に国で保障していくというような文章のお知らせなのか、あくまでも今年度に限るのか、そこら辺の国の考え方はどのような通知で来ているのかを教えてくださいたいとお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい、お答えします。今回の補正予算では2月分3月分で令和3年度分の要求をお願いいたしました。国は、いわゆる公定価格といいまして、国の基準で決まっている例えば診療報酬であったり介護報酬であったり、保育で言いますと、教育保育給付という部分があるんですけども、それを令和4年10月から上げるという方向で進んでおります。そうなりますとその時に恒久的なものとして報酬にはね返ってきますけども、それまでの期間について補助を行うということで、令和4年度分につきましては、また改めてお願いしたいと思っておりました。国は、令和4年2月分から9月分までを補助金という形で、それ以降は、給付費、いわゆる公定価格ということで恒久的な形にするということです。

○委員長（工藤小百合君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） はい、理解しました。ありがとうございます。次の質問に移ります。裏の2ページ目に行きまして、7款商工費1項商工費2目の商工振興費の家賃支援給付事業についてお聞きします。補正8,000万円ということで、今までも、この家賃支援事業は3回ほどやってきていると思いますので、今までのデータからいろ

いろな検証等をなさって今回提案なされたんだと思います。今回4回目というところで、内容の中でまず1点目お聞きしたいのは、この給付対象の中で、ここには対象期間がちょっと明記されていないんですが、対象期間はいつからいつまでなのか、先ほどの説明ですと、5月31日まで受け付けますよというお話はありましたけど、この対象となる期間をまずお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） はい、お答えいたします。記載がなくて大変申し訳ございませんでした。私どもこれまで3回やってきましたけども、当初2回は補助金という仕組みでやってまいりました。補助金というのが精算方式でございます。ただし、やはり、大変苦しんでいる事業者さんを支援するためには、前払いができる給付金という制度を使ったのが前回からになります。今回も、補助金ではなく家賃支援給付金という仕組みを踏襲しまして、支援をさせていただきますが、その申請受付期間は5月末までと考えております。向こう3か月間の家賃相当分を支援するという考えでございます。

申し訳ございません。ご質問に対する答えの部分はずれていたかと思えます。申し訳ございません。今回の家賃の減収率を見る対象の期間というものは、前回第3弾を行ったときは、昨年の4月から9月までの売上げを対比させていただきました。その続きである10月からこの3月までの間の売上げについて、対前年または対前前年比ということでの対象期間となります。10月から3月までということでございます。失礼いたしました。

○委員長（工藤小百合君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） 期間は理解をしました。10月から3月末までで受け付けるというところでは、二つ目にお聞きしたいところが要件のところでは今回はその売上げが20%減ということで今までは50%だったり30%だったり、様々こうご意見があって今回は20%になったようなんですけど、そこら辺の経過、何で今回はここに基準を置いたのか、その経過をお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） はい、お答えいたします。経過という部分も含めてご説明いたします。第1弾のときには、国のほうの基準を踏襲する形がおおむね多かったものですから、単月で50%以上減少ですとか、3か月平均で30%減少という要件でやっておりました。ただ、それではなかなか対象にならない事業者さんが多いのではないかとということもありまして、それ以降については単月でも30%以上の減少があるところを対象にしてきたという経過はございます。ただ今回については、コロナ禍といえますか、もう国内で感染者発症して2年になるというところと、第6波であるオミクロン株の急激な拡大の中で、大変苦しい時期でもあるということもありましたので、あと長期化する中で例えば20数%の減収の方々業種が長期的に苦しんでいるという声もございます。そういう部分がありまして今回については単月の比較で、なおかつ20%以上の減少率の部分の事業者まで、ご支援をしようということで組んでございました。

○委員長（工藤小百合君） 畠山委員。

○委員（畠山茂君） はい。もう少し幅広く支援をしていくんだと理解はいたしました。今、そのとおりオミクロン株で第6派が発生してかなり感染者が出て、経済的にも厳しいところが確かにあるかと思えます。ただ一方で全体を見ると、国のほうでも今度事業復活支援制度が今回受付が始まったり、こないだ中は県のほうで事業支援給付金とか、そういった制度も県も国もある程度やっている中で、今回宮古市では家賃支援金を始めるということで、手厚いことに越したことはないと思うんですが、ここに、その地方創生臨時交付金、予算で見

ると8,000万円のうちの2割なんで6,400万円ほど充てるわけですけども、こころ辺が私いつも言うんですけど、屋上屋のところややっぱりそこは、多分ちゃんと市でも、県とか国の支援事業を見ながら、バランスを持ってやっているとは思いますが。そこら辺の考え方は、きちっと判断した中で国や県の事業も判断した中で、今回やっぱりここにターゲットだという判断。もう一度その事業が決定した経過、最後にこれを聞いて終わりたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 岩間産業新支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） はいお答えいたします。畠山委員がお話しされたとおり、国のほうで事業復活支援金というものが1月31日から5月31日までの申請受付で始まっております。個人事業主、法人事業主に対する以前やられていた持続化給付金に類するもので、若干規模が小さい事業ということでの支援になっております。こちらの目的は雇用を守るという部分もあり、または事業の収益の減少についてのリカバーといえますか回復を願う事業だと私も捉えております。今回宮古市として支援しようとする家賃給付に関しては、固定費の支援ということで、下支えをしながらこの難局を乗り切っていただく。ただし、お店そのものの経営だとか運営については、やはりそれだけでは全然足りないということで、逆にその上のほうの部分は国のほうの申請を積極的に漏らさずにしていただきたいという部分がございます。制度としての目的がそれぞれ違うのではないかなということで、今回、提案をさせていただくことになりました。

○委員長（工藤小百合君） 次は竹花委員です。その次は落合委員です。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 座ったままでいいですか。はい。それでは、私も主要事業一覧表を中心に、質問をさせていただきます。まず3款民生費2項児童福祉費の保育士等処遇改善臨時特例事業等について、仕組みを含めて最初にちょっとお聞きしたいと思います。理解を深める意味で、お聞きしたいと思います。保育士等、保育所それから幼稚園等の職員の皆さんに処遇改善をするという事業だと理解をします。そこで、国からの補助金を受けて市が予算措置をしているわけですが、これは、国の実施要綱等を見れば、保育士等については市町村が実施主体だとされているので、市が補助金を国からもらって、市が実際に保育事業所等に支出をするのだという流れなのかなと理解をしているわけですが、そういう流れという理解でよろしいですか。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい。これは国の経済対策の中で、看護、介護、保育幼児教育というふうに分かれてこういう経済対策がされたんですけども、保育幼児教育に関しましては、保育所等に給付される、いわゆる運営費が市から支給されるということで、市が窓口になるような形になっております。逆に看護、いわゆる医療の部分であるとか介護の部分に関しては、国、県と事業所が直接やりとりをして、このような形で補助金のやりとりをするという形になっております。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすれば予算化は市のほうでしたわけですが、具体的にはそれぞれの保育事業所等法人も含めて、そこで賃金引上げの計画書等をつくって、それを市に申請をして、市がその申請等に基づいて、事業実施をした後に9月までは補助金という形で交付をすると、こういう流れだと理解してよろしいわけですか。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい、委員ご理解のとおりです。この補助金を支給するに当たって、義務といいますがやらなきゃいけない部分があって、必ず賃金とかあるいは給与の規定を変更して、恒久的に給料、あるいは手当が上がるようにしなさいということと、それがどういう形になっているのかという計画書を出すと。終わった後

には、結果の報告書を出すということが義務づけられております。そういう形で、我々のほうでそこを点検して支給するという形になっておりました。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこで特例措置が賃上げ改善が行われる対象事業者、これには家庭的保育事業所、小規模保育事業所、こういった事業所も対象になるんですか。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい。民間の幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育とか家庭的保育事業所が入っております。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） わかりました。そこで実際国のほうでは、賃金については約3%程度、月額9,000円という報道が新聞報道含めて踊っているわけですが、今回市が予算措置をしている2月3月、具体的な賃金改善分で行くと376万2,000円という予算が計上されていると。これは1人当たりになると、現実に、もちろんこれは事業所によって違うかもしれませんが、どの程度の賃金改善につながると見ているわけでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） 国のほうは3%、9,000円を目安という形で上げております。実際の単価は公定価格上の職員数に9,000円を掛けて、さらに社会保険料率を掛けるという形になるので9,000円でびったり割り切れるものではありませんし、事業所側も今回の補助以上の賃金改善をするという形で、今回の賃上げといえますか、補助を受けた側でそういう取組をしなければならないというふうになっております。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすれば今の岡崎課長のお答えを聞くと、現実にも9,000円以上の賃金引上げが期待されるのだと。宮古市内の事業所、保育あるいは幼稚園事業所等においてもそういうふうを受け止めたわけですがそういう理解でよろしいですか。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） 事業所等今いろいろお話を進めているところなので、実際9,000円なのか9,000円以上なのかというところは正直まだ押さえておりません。ただ、補助単価がまず9,000円になってますし、それ以上上げなければ該当にはならないということになりますので、9,000円は上がるだろうというふうに見ております。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 一応私もいろいろ介護等々の状況をお聞きしてるんですが、現実に、本当に新聞で言われているような1人当たり月額9,000円上がるかというのと、それは介護報酬等々の、また保育所の場合の公定価格とは違うかもしれませんが、現実にそのぐらいの賃金引上げにはなかなかつながらないというふうで、現実問題では現状の段階ではそういった声も聞いております。5、6千円にしかならないという話を聞いていますので、そういった意味からすれば、今の岡崎課長の話をお聞くと、現実に9,000円相当の賃上げに関わる国からの補助金が来ているのだと、こういう理解ですから。もちろんそれ以上実施をするということが前提になるというのは私も承知はしておりますけれども、ぜひそういう意味では、言われているような3%月額9,000円、そういったところに本当に引上げにつながるかどうか、ちょっと私も疑問に思っておりますので、そこはお聞きしたところでございます。ぜひ、そういうふうになっていけばいいなと思っておりますので、今後の推移を少し見極めをしたいと思っております。そこで次の二つ目の質問です。学童の家、それから公立保育所の指定管理ここに

については、当然指定管理料に上乗せをするという意味合いでの予算措置計上だと受け止めておりますが、だとすれば、先ほどのこの指定管理をしている学童の家や、あるいは花輪とか津軽石保育所については、指定管理してるわけですね。ここは民間の保育事業所が指定管理を受けている。この指定管理をしているところの公立保育所の指定管理している職員については、当然そうすると、ここを別途さっきの国からの待遇処遇改善の部分からはダブらない格好に当然これはなるという理解ですよね。つまり、ある民間保育事業所がある。ここは当然、自分のところの園を経営して、保育事業をして指定管理を受けている。当然これ職員が別途だというふうに理解しますから、それはそういった意味では、指定管理料もこの賃金改善によって、二重に1人の職員がという、当然それは除外をされると理解をした上での予算措置だと理解をしていますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） その通りでございます。はい。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 委員長。この関連は最後になります。そうすると当然、具体的に言うと津軽石保育所や花輪保育所は同じ民間保育事業者が指定管理事業者になっているわけですね。ですからここはそういった意味からすれば、それぞれ指定管理をしている公立保育所で働いているその事業者の保育士さん等については、この指定管理料の上乗せ措置で、ここは待遇改善がされていくと理解をいたしましたので、それについてはわかりました。最後になります。先ほどの畠山委員もお聞きしました7款商工費の関係でございます。対象期間については、今まで実施をした10月から3月末までの期間を20%以上売上げ減少したのものについて家賃補助をするということだと理解をいたしました。固定的経費をカバーするという意味で収入減少とはまた別な形での、市は独自にそういったところに入れて、事業所を支援していくのだという考え方についてはわかりました。そこで、今後どうなるかという問題コロナ感染状況によって、市内の事業所がどういう状況になっていくかというのは今後の課題になってくると思います。そういう状況によっては、また次の同様の手段を打たなきゃならないということも出てくる可能性もないわけではない。そういったときに、今回従来の30%以上の減少というのが20%にしたわけですね。当然そうした場合については、今後仮にこの家賃補助をしていく場合に、市とすれば、この20%というのがある意味一つの目安というか、そこが基準的なものになっていく可能性もあるんだなというふうに私は受け止めているわけですが、ここら辺の考え方はどうでしょう。

○委員長（工藤小百合君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい。今回の30%から20%に拡大した部分につきましては、やはり様々な関係、商工会議所、あと事業所のヒアリングを聞きまして、20から30%の業者もかなりいると把握をいたしました。コロナの影響が長引いているということも考えれば、やはり一つの今後の基準にはなろうかなというふうには考えております。

○委員長（工藤小百合君） 次は落合委員です。その次は松本委員です。落合委員。

○委員（落合久三君） 3款民生費、2項児童福祉費の児童措置費のところ、ダブらないように。聞こうと思ってたのは先ほど来の答弁で結構わかりましたのでそこは省略します。端的にお聞きしますが、この主要事業一覧表に書いてある事業費の補助金、令和4年2月3月、賃金改善分376万2,000円。この362万円を計上した根拠。数式、何人分の2か月分でこういう金額になったのかというのをちょっと教えてください。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

- こども課長（岡崎薫君） すいません、376万1,180円は、保育所、幼稚園、認定こども園、あと家庭的保育事業、13か所の部分でそれぞれ計算した結果がこうなっております。単価掛ける幾らという形にはならず、それぞれの給付費の算定の違いとかもあつたりするので、そこの部分で計算した結果がこの金額になっておりました。
- 委員長（工藤小百合君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 13か所の事業所の何人分でしょうか。
- 委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。
- こども課長（岡崎薫君） 237人分です。
- 委員長（工藤小百合君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 237人の2か月分ということになりますね。そこでちょっと、先ほど竹花委員が質問した私も新聞でしかわからないので、3%1人9,000円というのがこう新聞報道では見たわけですが、3%というくくりと、9,000円っていうのは必ずしも一致しないと思うんですよ。その人の勤続年数やもらっている給料によっても違うだろうし、この新聞報道でいう3%1人9,000円というのはこれはリンクするものですか。
- 委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。
- こども課長（岡崎薫君） これは政府がその方針を決定する際に、平均の給与の3%程度が年収で11万円程度なんだそうです。それを月に割り返して約9,000円という形になっておりますので、リンクする人もいますけどもリンクしない人もいます。9,000円のほうが優先でいくんだと思っております。
- 委員長（工藤小百合君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） この点はもう一つ最後にしますが、先ほど課長の説明では、今年の10月から言わばその恒久的にこれ一過性のものにしないで、この間問題にされてきた業種の皆さんの待遇改善を恒久的なものにするっていうのも今わかったんですが、もう一度、4月から9月までの分はどういうふうになるんでしょうか。
- 委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。
- こども課長（岡崎薫君） はい、4月から9月までの分も今回と同じような形で補助金になりますが、これに関しましては、令和4年度予算になりますので、改めて補正予算のお願いをしたいと考えてございます。
- 委員長（工藤小百合君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 先ほど言いましたね。すいません。そうすると最後に、これは各事業所13事業所の皆さんから今後も、職員の待遇改善給与引上げの計画が実際に提出されて、それをチェックをして、その上で良しとなった場合にその支給の対象にされると。その計画が前提になるというのは当然だと思うんですが、それはいつまでに申請をする内容でしょうか。
- 委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。
- こども課長（岡崎薫君） はい、2月分3月分の補助金を一括して3月に出せるという形にはなっておりますので、議決いただきましたら申請手続に入ります。ですから2月中にはそれを出していただいて、補助金申請事務にかかりたいと思っております。
- 委員長（工藤小百合君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 最後、商工費のほう、固定費である家賃への補助ですが、今国がこの事業とは全く別に事業復活支援金を商工会議所商工会等が窓口になっていろいろやり始めていると。この復活支援金と、この家賃のやつはダブル申請は可能でしょうか。

- 委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。
- 産業支援センター所長（岩間健君） はい、これは別個の事業としてどちらもぜひご利用いただきたいなと思ってございます。
- 委員長（工藤小百合君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） はい。そこは確認が出来ました。もう一つこれは国は家賃の4分の3を支援すると、残りの4分の1は市の負担になるわけですが、違う。その残りの4分の1はどういう財源手当てになりますか。
- 委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。
- 産業支援センター所長（岩間健君） 少し補足して説明させていただきます。市の今回の家賃支援給付金は市独自の支援策でございます。家賃の4分の3まで、そして3か月相当まで給付をしようとするものです。国との財源の組合せ等々という仕組みではございませんで、事業復活支援金、国のほうは直接、申請者事業者の方が国のほうに申請して、売上げ減少を見ながら必要な支援を受けられるという制度でございます。
- 委員長（工藤小百合君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 読み込みがにぶくてすみません。これは市の単独の事業であるということですね。この市が4分の3を支援すると、この4分の3の財源は、地方創生臨時交付金は対象になりますか。
- 委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。
- 産業支援センター所長（岩間健君） はい、今回国の新型コロナの地方創生臨時交付金のほうを活用させていただきます。交付率が8割ということですが、かなり大きな支援をいただけるものと思っております。
- 委員長（工藤小百合君） 落合委員。終わりますか。はい。次は松本委員です。松本委員。
- 委員（松本尚美君） はい。私も、主要事業一覧表の中で、3款民生費2項児童福祉費、2目についてはわかりましたが、3目の放課後児童対策事業、増額ということですね。そうしますと、2目の新規の部分とのリンクっていいですか。パーセント、さっきの3%というのもありましたし9,000円というのもありましたが、そこはリンクするんですか。
- 委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。
- こども課長（岡崎薫君） はい、これは予算上は3つの科目に分けておりますけども、国の事業としては一本のもので、保育士とあと保育所の中に学童保育の部分も入っているという形で、便宜上こう3つに分けてありますけども同じ並びで考えていただいて結構だと考えております。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） 新規と増額ってということで理解すると、2項のほう、放課後児童対策事業の部分が増額となっておりますよね。ですから、新規と増額での意味の違いがあるんじゃないかというのは私が疑問だったんで聞いたんです。ですから新規の部分が3%、9,000円目安ということですが、増額の分も3%、9,000円ということなんでしょうかということです。
- 委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。
- こども課長（岡崎薫君） 失礼いたしました。3%、9,000円目安と考えていただいて結構です。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） はい、そうしますと増額っていう意味は、放課後児童対策事業と公立保育所等運営事業の増額っていう意味は、今回の補正の前に、3%なり9,000円なりの部分を対応して、一部増額した。プラス足りない分を増額するという意味ではないと。

○委員長（工藤小百合君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい、現在の事業の中で指定管理料がございます。その指定管理料につきまして、2月3月分の賃金改善分の額を増額するという要求でございます。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） わかりました。それでは2ページの7款商工費1項商工費2目商工振興費、家賃支援給付事業です。先ほど来やりとりしているんですが、私はこの事業を否定するものではありません。むしろもっと拡充すべきかなと思っているのでちょっと確認をしたいんですけども。家賃を支払って店舗や建物を借りている事業者が対象ということですが、そうではなくて事業者が所有している建物は当然対象にならないということですね。説明の中で、この家賃がやはり固定費としてのウエートが大きいだろうという説明をいただきましたけれども、私はやっぱりより公平性を確保するためには、自前の、自分で所有する建物であっても、やっぱり固定費っていうのはかかるんです。これは償却資産になるか固定資産になるか、そういった税という部分がかかるんです。むしろ家賃で借りている人たちは、この固定資産税がかからないんですね。要するに所有者が負担している。額の違いはあっても、私はやっぱり固定費という表現をする以上、そこもやっぱり配慮する必要があるんじゃないかなと思うんです。仮にこの20%をクリアしてる、例えば21%減とか22%減という人がいたと事業者がいたと、もっと30%とかですね。自前でもって経営されてる方が、30%以上の減ということになると、やはり固定費の補填というのが、考え方とすればどうなのかな。あとは19%という人もいられるかもしれませんね。ぎりぎりのライン、この対象にならないという部分の、自前で持ってる方もいらっしゃるかもしれない。となればやはりこの固定費という考え方、ただ単に私は家賃だけではないのではないかなと思うんですがその検討段階はどうだったんですか。

○委員長（工藤小百合君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい。まずは先月、宮古商工会議所からこのコロナウイルスの支援について、継続、拡充について要望も承っております、その部分でやはりこの家賃の部分も、要望を承っております。今、松本委員のおっしゃるとおり、本当に困っている人に行くかという部分を精査したときに、まずはこの固定費の支援が一番まずは手取り早いという言い方ではないんですが、まずはここで頑張ってもらいたい。ただし、今言ったとおりその漏れている人で、本当に困っているという部分については、やはり見逃すわけにはいかないと考えますので、そこから我々もよく検討というか勉強して、本当に困ってる人が倒れないような施策を考えていく必要があるかなというふうには思っています。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 単純にこの上限額が15万円、3ヶ月分で45万円、4分の3というような条件ね、これにイコールじゃないにしても、私は公平性という意味で言ったんです。要は、借りている人、家賃を払って営業している人と払ってない人でも、厳しい状況が同じだとすれば、一方では家賃払っている人にはこの部分が支援される。そうでない人には支援されないと。要するに家賃を払っていないからという話なのかもしれない。だから、そこは固定費の考え方、拡充するというのであれば、私はちょっとね今回チャンスだったのではないかなと思うんです。だからそこをどう分析してどう対応していくかということは、私は早急にやるべきじゃないのかな。もしくは家賃補助がないとすれば、この条件に合致する売上げ等々に合致する条件を満たす、また、この上限額ありますけども4分の3、15万円45万円という部分はね、私は、大いに早くこれ検討して、どう対応するかっていうのは私はやるべきじゃないのかなと思うんですが、どうでしょう。

○委員長（工藤小百合君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい、やはり先ほど申し上げたとおり、本当に困ってる人に、我々支援をしなきゃならないという観点からいけば、早急に検討させていただきたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） はい。ぜひ、早急にとというのは意見として申し上げたいと思います。それから、給付対象の中に飲食業、小売業、サービス業ということで、緊急を要するというで理解はするんですが、この業種の拡充といいますか、そこは検討されなかったんですか。

○委員長（工藤小百合君） 岩間産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（岩間健君） お答えいたします。ここに記載がございますのは事例として代表的な業種を記載しております。これまで業種の拡大については、県のほうが上乘せしてくださった時から含めて、業種のほうは拡大されてきております。例えばサービス業もかなり幅広でございまして、情報通信業、あとは保険代理店さんですとか、不動産に関してもその取引業の方々、教育関係の支援の業種、生活関連ではクリーニングから理美容からかなり広い分野で、あと施術業も含めてかなり広い分野でご支援をさせていただいています。ここに書いてあるサービス業のところ、特にこうご説明がちょっと足りない部分は今のご説明でちょっと補わせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（工藤小百合君） 一巡目の質問が終わりました。二巡目に質問のある方は挙手をお願いいたします。はい。以上で議案第46号令和3年度宮古市一般会計補正予算第16号の審査を終了します。説明員は退席願ひます。ご苦労さまでございました。

〔説明員退席〕

○

○委員長（工藤小百合君） これより議案第46号令和3年度宮古市一般会計補正予算第16号に対する討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これより議案第46号を採決します。この採決は簡易表決で行います。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託されました案件は全て審査を終了しました。皆さんにお諮りします。ただいま本委員会に付託されました全ての議案について全会一致で可決すべきものと決定されました。よって委員長からの提案ですが、2月14日の本会議における委員長報告に対する採決については、討論を省略し採決するよう議長に申入れたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 異議なしと認めます。よって、本委員会の委員長報告に対する採決については、討論を省略し採決するよう私から議長に申入れたいと思います。これをもちまして予算特別委員会を散会します。大変ご苦労さまでした。

午後4時17分 閉会

○

宮古市議会予算特別委員会委員長 工藤小百合